

家計急変世帯に対する価格高騰緊急支援 給付金のご案内（受給には手続きが必要です。）

注 住民税非課税世帯への給付対象の方は、重複して受け取ることができません。

対象となる世帯

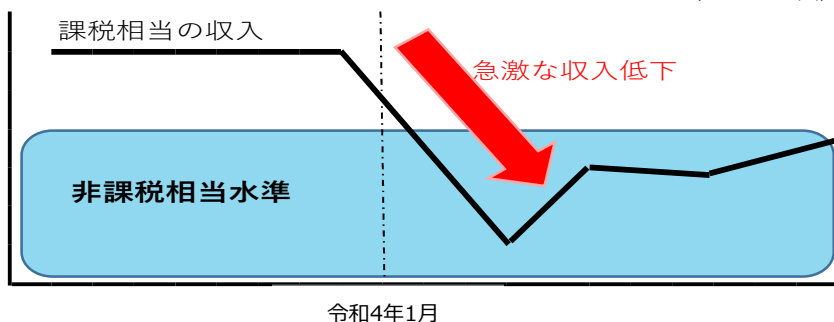
令和4年1月以降に予期せず世帯全員の収入が減少し、住民税非課税相当以下になった世帯（家計急変世帯）が対象となります。

家計急変世帯の給付金の支給額

◎ 1世帯あたり5万円

家計急変の考え方

令和4年1月以降に予期せず世帯全員の収入が減少し、住民税非課税相当以下になった世帯（家計急変世帯）
※家計急変の詳しい判定は、裏面をご参照ください。



給付金を受給するための申請方法

申請期間：令和4年11月21日（月）～令和5年1月31日（火）※消印有効

【申請書入手方法】

市役所福祉課・市ホームページ

【申請時に必要な書類】

- ① 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分) 申請書（請求書）
- ② 簡易な収入（所得）見込額の申立書（第3号別紙）
- ③ 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- ④ 受取口座を確認できる書類のコピー
- ⑤ 令和4年度中の収入の見込額または令和4年1月以降の任意の1ヶ月の収入の状況を確認できる書類のコピー（世帯の中で収入のある方全員分）
※収入減少があったことを確認するため、収入が減少する前の1ヶ月の収入状況がわかるものを一緒にご提出ください。

【提出先】

〒886-8501 小林市細野300番地 小林市役所福祉課

支給基準の目安

- I 予期しない収入の減少があったこと
- II 世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当水準であること

令和4年1月以降の
任意の1ヶ月の収入または所得 **X** 12月 **=** 年間の収入(または所得)
見込額



年間の収入(または所得)見込額が早見表の限度額より低いことが目安です

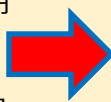
早見表（給与収入のみの場合）

扶養している親族の状況	非課税相当 収入限度額	非課税相当 所得限度額
	年額（円）	年額（円）
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(2人)を扶養している場合	168.3万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(3人)を扶養している場合	209.9万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(4人)を扶養している場合	249.9万円	166.8万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

判定のイメージ（例）

（例）世帯人数が2人（夫婦）の場合

-  **世帯主（夫）※世帯員（妻）を扶養**
令和4年1月以降の任意の1ヶ月の給与収入 10万円
年間収入 10万円×12月 = 120万円 ≤ 137.8万円
-  **世帯員（妻）**
令和4年1月以降の任意の1ヶ月の給与収入 4万円
年間収入 4万円×12月 = 48万円 ≤ 93.0万円



個々の年間収入見込みが、非課税相当限度額（収入額ベース）以下であるため、**給付対象になります。**

未申告者の取扱について

世帯に未申告の方がいる場合、世帯全員の令和4年度課税分(令和3年1月から12月までの所得により判断されます)の住民税均等割が非課税であることが確認できません。未申告の方がいた場合には、令和5年1月20日(金曜)までに税務署または税務課にて申告を済ませてください。



電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、小林市福祉課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

小林市福祉課

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」窓口



0984-23-0111

受付時間 平日9:00～16:00 (12/29～1/3を除く)